

「生命(いのち)の安全教育」 教材及び指導の手引き の拡充・改訂について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1 各段階に共通する「趣旨・目標」「指導上の留意事項」に関する拡充・改訂

■ 刑法改正を受けた追記

- ・刑法改正(令和5年7月)による「不同意わいせつ罪・不同意性交等罪」の成立について追記。

■ 「生徒指導提要」改訂を受けた内容拡充

- ・「生徒指導提要」(令和4年12月改訂)での「生命(いのち)の安全教育」の位置づけを追記。

旧版:「一人一人を尊重する態度等」

→拡充・改訂版:「一人一人の『人権』を尊重する態度等」

■ 「身近な存在からの性暴力」、 「性差に関わりなく性被害」が発生している旨の追記

- ・「推進にあたっては、家族や親戚、学校関係者、友人や知人等の身近な者からの性暴力が年齢や性別にかかわらず起きていること等を十分に認識しつつ、学校、地域の実情や、発達の段階を踏まえた指導を行う」ことを追記。

■ 「指導上の留意事項」に関する内容拡充

- ◆ 教材に関する柔軟な使い方の追記:
 - ・「教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用や、複数回に分けて指導することも可能」と追記。
 - ・現場の要望を踏まえて、オプションスライドを用意。
- ※ 動画教材は1パターンのため、スライドと異なる点はフォローが必要。
- ◆ 性被害児童生徒への配慮(新設):
 - ・退席を自由とすること、養護教諭立ち会い、保護者周知・参加確認、フォロー教員の教室内配置等を明記。
- ◆ 性被害に遭った教員への配慮(新設):
 - ・指導による教員自身のフラッシュバックの可能性や、他教員による代行を明記。
- ◆ 保護者対応に関する拡充:
 - ・保護者に対する理解促進、事前説明の必要性、家庭との連携等を追記。
- ◆ 教職員研修の必要性(新設):
 - ・教員全員の生命の安全教育に対する理解の必要性、文科省が提供する指導用動画の活用を促す内容を追記。

2 「幼児期」編の拡充・改訂概要

■ 「取組の概要」に関する内容拡充

- 『怪我をしたときや園の生活や遊びの中で折りに触れて、自分はかけがえのない存在であり、自分の体は自分だけのものであり大切にすること、それは他者も同様であることを意識する』という内容に改訂。

(旧版: 『幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく』という抽象的な書き方)

■ 「指導上の留意点」等に関する内容拡充

- 幼児の気持ちや思いを聞きながら、応答的に実施すること、『子どもの話を聞く』ことが『自己肯定感』の最初の一步となることに十分留意すること。
- 幼児期は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、いたずらに恐怖心を煽る指導とまらないよう配慮を行うこと。
- その上で、『幼児期の段階から、嫌なことがあったときには、自分の気持ちを表現し、逃げる、相談する』行動がとれるようになること、等を追記。

■ 「幼児期」編教材の拡充・改訂について

- 教材や指導方法については、園での生活の中で場面を捉えて、教材を切り分けたり、複数回、複数年次に分けて使用、指導してもよいことを追記。
- また、指導の現場からの要望に応じて、指導用スライド教材について、オプション用のスライドを用意し、適宜差し替えも可能。

基本スライド教材

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ




くち・お肌 も だいじだよ

じぶんだけが あたりを汚さないでいいところなんだ

オプションスライド教材

オプション

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



くち・お肌 も だいじだよ

じぶんだけが あたりを汚さないでいいところなんだ

基本スライド教材

じぶんだけのだいじなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできるおとなにはなししよう。

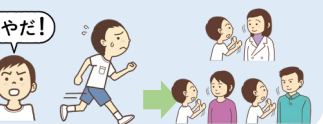


いやだ!

オプションスライド教材

オプション

じぶんだけのだいじなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできるおとなにはなししよう。



いやだ!

3 「小学校低・中学年」編の拡充・改訂概要

■ 「取組の概要」に関する内容拡充

- ・「体全部が大切であること」
- ・「とりわけ水着で隠れる所は自分だけが見たり触ったりしてよい大切な所であり、他者も同様であることを知る」
- ・「嫌な気持ちになる場面について考え、自他の体を守るための『同意』の基本と、複数の対応方法を知る」
(旧版：『自分と相手の体を大切にできる態度』『被害に遭ったときに適切に対応する力』という二点のみ)

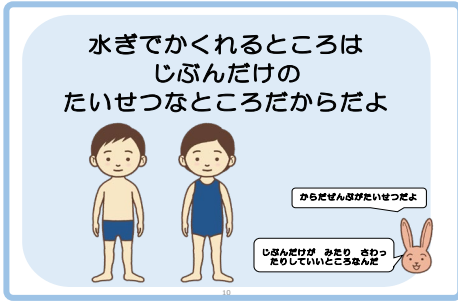
■ 「指導上の留意点」等に関する内容拡充

- ・幼児期から小学低学年にかけては、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、いたずらに恐怖心を煽る指導とならないよう配慮を行う。
- ・性的同意の前段階となる「同意」を得ることについて指導する。
- ・対応方法の重要手段となる安全を守ってくれる信頼できる大人に相談するにあたって、どのような大人が信頼できる大人なのかを十分に理解させる、等。

■ 「小学校低・中学年」編教材の拡充・改訂について

- じて、教材を切り分けたり、複数回、複数年次に分けて使用、指導してもよいことを追記。
- ・また、指導の現場からの要望に応じて、指導用スライド教材について、オプション用のスライドを用意し、適宜差し替えも可能。

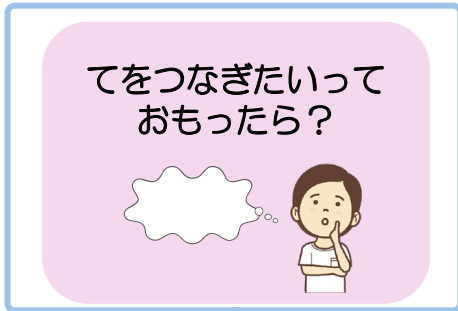
基本スライド教材



オプションスライド教材



「同意の基本」スライド教材①



「同意の基本」スライド教材②



4 「小学校高学年」編の拡充・改訂概要

「取組の概要」に関する内容拡充

- ・「距離感(境界線)の理解」を追記。
(旧版は「より良い人間関係」)
『自分と相手の心と体を大切にするために、「自分だけの大切な所」を守るルールとして距離感(境界線)を理解できるようにする』と表記。
- ・『インターネット』全般に範囲を広げた表記・内容へと改訂。
(旧版: 『SNSに対する危険性』という表記)

「指導上の留意点」等に関する内容拡充

- ・「デジタル性暴力」の追記。
(インターネットやスマートフォンなどのデジタル機器を利用して行われる性的な暴力)
(参考) インターネットへのアクセスについては低年齢化が進んでおり、学校の判断で、高学年で取り扱っているデジタル性暴力の内容を小学中学年等にまで対象を広げて活用することも可能であることを明記。
- ・身近な人から性暴力被害を受けた場合、子どもが被害を隠す傾向にあり、表面化しにくいことを明記。

「小学校高学年」編教材の拡充・改訂について

・「小学校低・中学年」編と同様。

基本スライド教材

水着でかくれる部分は、自分だけの大切なところ



オプションスライド教材

水着でかくれる部分は、自分だけの大切なところ

オプション



「性的な暴力」スライド教材①

きり感(境界線)が破られるとき

例えば・・・
なぐる・ける・たたく
悪口を言う

どれも人の体と心を傷つけること

↓

暴力


「性的な暴力」スライド教材②

あなたの「同意」を確認しないで

水着でかくれるところを見る、見せる

性的な言葉をいう、性的なものを見せる

体に触る、体に触らせる



↓

性的な暴力

5 「中学校」「高等学校」編の拡充・改訂概要

■ 「取組の概要」に関する内容拡充

- ・『距離感と境界線』『性暴力』『性的同意』『関連法』の四点を表記。
- ・『距離感(境界線)や性的同意等の理解を通して性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・自ら考え行動しようとする態度を身に付ける』と明記。
- ・『本人や友人が被害に遭った際の対応方法や、具体的な相談先や手順を知り、適切に対応する力を身に付ける』を追記。
- ・友人から相談を受けた際にどう動くか、どこに相談するかといった、いわゆる「アクティブ・バイスタンダー(行動する第三者)」の視点も包含。
- ・『法的リテラシー』を表記。
『関連法等を理解し、性暴力が起きたときに適切に対応する力』という文言を追加。

■ 「指導上の留意点」等に関する内容拡充

- ・『関連法』には、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪のほか、16歳未満の者に対する面会要求等罪や性的姿態等撮影、記録、提供罪、性的姿態等画像送信罪なども明記。
高校生になるとアルバイトや交際関係など、社会との接点が広がる分、法的にどこからが違法行為になるのか、そして被害に遭った場合にどのような支援を受けられるのかを知ることが重要。
- ・インターネット上で多発する生成AIによる性的ディープフェイク事案について言及。
卒業アルバムから生成できる性的な画像など、「本人がSNSに性的な画像を上げない」だけでは不十分であり、本人が何もしなくても、受動的に被害者になってしまうこと、また、加害側の視点からそのような行為はいけないことを明記。

5 「中学校」「高等学校」編の拡充・改訂概要

「中学校」「高校」編教材の拡充・改訂について

- 「小学校高学年」編以下と同様。

「新規」基本スライド教材

「性的同意」とは？

「性的同意」とは、性的な行為に関して、相手の同意を確認すること。

- ◎ 自分も相手もお互いに同意している
いつでも「いやだ」と言える
「何も言わない」ことは「同意」ではない
一度同意しても途中で取り消しできる
一つのことへの同意が、他のことの同意にはならない
- ◎ 相手とは対等な対話ができる
- ◎ 薬物やアルコールなどの影響がないこと

「新規」基本スライド教材

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、「性的グルーミング」によっても起こります。

性的グルーミングとは？

少しずつ距離を縮めて安心させてから、性加害を行うことを性的グルーミングといいます。
立場の違いを利用する場合もあります。

- 2人だけの秘密にするように口止める
- いつも2人きりになりたがる
- みんな経験していることだから大丈夫という
- 他人に知られたら大変なことになるといふ 等

基本スライド教材

自分と相手を守るもの ～距離感(境界線)ってなに？～

自分の心や体は自分だけのものです。他人との距離は自分自身で決めることができます。自分と相手を守るときに距離感が役立ちます。

体の距離感

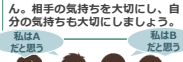
心地よい距離は人によって違います。近寄られるのをいやがる人もいます。



あなたが相手と接するときに心地よいと感じる距離を考えてみましょう。

心の距離感

どんなに仲のよい相手でも、いつも自分と同じ気持ちではありません。相手の気持ちを大切に、自分の気持ちも大切にしましょう。



一人ひとりの考えが違うのは当たり前。だから対話が必要になるね。

オプションスライド教材

自分と相手を守るもの ～距離感(境界線)ってなに？～

自分の心や体は自分だけのものです。他人との距離は自分自身で決めることができます。自分と相手を守るときに距離感が役立ちます。

体の距離感

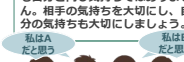
心地よい距離は人によって違います。近寄られるのをいやがる人もいます。



あなたが相手と接するときに心地よいと感じる距離を考えてみましょう。

心の距離感

どんなに仲のよい相手でも、いつも自分と同じ気持ちではありません。相手の気持ちを大切に、自分の気持ちも大切にしましょう。



一人ひとりの考えが違うのは当たり前。だから対話が必要になるね。

「新規」基本スライド教材

あなたの味方になってくれる法律があります

これらの行為は犯罪です。このような行為をした人は罪に問われます。もしもこんなことをされたら相談してください。されたあなたが罰を受けることはありません。

性的姿態撮影等処罰法「撮影罪」
ひそかに下着姿（露骨でない姿）を撮影



刑法「面会要求等罪」
性的行為を目的に面会要求

刑法「不同意わいせつ罪、不同意性交等罪」
性的同意をない行為



性的姿態撮影等処罰法「提供罪」
性的姿態を撮影し、それをネット上にアップ



オプションスライド教材

あなたの味方になってくれる法律があります

これらの行為は犯罪です。このような行為をした人は罪に問われます。もしもこんなことをされたら相談してください。されたあなたが罰を受けることはありません。

性的姿態撮影等処罰法「撮影罪」
ひそかに下着姿（露骨でない姿）を撮影



刑法「面会要求等罪」
性的行為を目的に面会要求

刑法「不同意わいせつ罪、不同意性交等罪」
性的同意をない行為



性的姿態撮影等処罰法「提供罪」
性的姿態を撮影し、それをネット上にアップ



基本スライド教材

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、お互いの関係が対等でない場面で起こりやすくなります。

- 先輩・後輩など、相手と上下関係がある場合だけではなく、同級生同士でも相手と対等な関係ではなくなることがあります。
- もし、相手の行為をいやだと感じて、相手に遠慮して自分の意見を言えなくなってしまうときは、対等な関係ではないと言えます。



オプションスライド教材①

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、お互いの関係が対等でない場面で起こりやすくなります。

- 先輩・後輩など、相手と上下関係がある場合だけではなく、同級生同士でも相手と対等な関係ではなくなることがあります。
- もし、相手の行為をいやだと感じて、相手に遠慮して自分の意見を言えなくなってしまうときは、対等な関係ではないと言えます。



基本スライド教材

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりしたり、一方的に言うことを聞かせようとする。
- 殴る、罵るといった体に対する暴力だけでなく、相手にバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

「相手を手配したから、暴力をふるわれることはないよ」
「愛してるから、暴力をふるわないよ」
「愛してるから、暴力をふるわないよ」

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

オプションスライド教材

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりしたり、一方的に言うことを聞かせようとする。
- 殴る、罵るといった体に対する暴力だけでなく、相手にバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

「相手を手配したから、暴力をふるわれることはないよ」
「愛してるから、暴力をふるわないよ」
「愛してるから、暴力をふるわないよ」

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

オプションスライド教材②

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、お互いの関係が対等でない場面で起こりやすくなります。

- 先輩・後輩など、相手と上下関係がある場合だけではなく、同級生同士でも相手と対等な関係ではなくなることがあります。
- もし、相手の行為をいやだと感じて、相手に遠慮して自分の意見を言えなくなってしまうときは、対等な関係ではないと言えます。



6 「高卒前」編、「特別支援教育」編の拡充・改訂概要

■ 「高卒前」編に関する「取組の概要」拡充

- ・『性暴力の現状や距離感(境界線)、性的同意等を理解することで、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度を養う。
また、関連法等を理解し、性暴力が起きたときに適切に対応する力を身に付ける』と具体化。
- ・『距離感(境界線)』『性的同意』『関連法等』を追記。

■ 「特別支援教育」編に関する「取組の概要」拡充

- ・『障害の状態や特性及び心身の発達の段階等踏まえて、児童生徒等が性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。』と表記。

■ 「高卒前」編に関する「指導上の留意点」等の内容拡充

- ・『生徒は高校卒業後の進学先や職場等で性暴力に遭う可能性があり、被害を未然に防ぐためにできることや対処法を理解する必要がある』と表記。
- ・『性暴力について定義・現状・事例を交えて指導』『必要に応じて刑法の条文を紹介』などを表記。